

回転機の過電流耐力に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

回転機の過電流耐力に関する事項

改正理由

本会規則においては、1963 年より当時の回転機に関する IEC 規格を参考に、交流発電機について想定される過電流に対し機械的及び熱的に耐えうるものであることを確認するため、過電流耐力の要件を規定した。

回転機に関する IEC 規格は定期的に更新されており、現在は IEC60034-1 として制定されている。当該 IEC 規格においては、交流発電機に対する過電流耐力の時間を 30 秒とすることに加えて、交流電動機に対する過電流耐力の要件が規定されている。

このため、IEC60034-1 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 交流発電機に対する過電流耐力の時間を 30 秒間に改めた。
- (2) 交流電動機の過電流耐力の要件として、定格電流の 1.5 倍の電流に 2 分間耐えうるものでなければならない旨規定した。

改正条項

鋼船規則 H 編 2.4.5